

福岡市レンタサイクルの導入による周遊促進事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡市レンタサイクルの導入による周遊促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、この要綱に定めるもののほか、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、福岡市においてレンタサイクルによる、地域の市民生活や自然環境と調和した持続可能な観光振興を目的とし、そのために必要な環境整備（レンタサイクルの購入）等、事業の実施において必要な経費の補助を行うものとする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表1のとおりとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、別表1に掲げる経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内で、一の補助事業者あたり2,500,000円を補助上限額とし、予算の範囲内で市長が決定し交付する。

2 前項の規定により算出した補助金の額に、1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助対象者)

第6条 この要綱に基づき、補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する市内に本社（個人事業者においては住所）または営業所を置く事業者とする。なお、補助対象者は公募により募集する。

- (1) 役員が福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (2) 運営について、暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者の支配を受けていないこと。
- (3) 市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）を滞納していないこと。
- (4) 宗教の教義を広め、儀式行為を行い、及び信者を教化育成することを目的としないこと。
- (5) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的としないこと。
- (6) 特定の公職の候補者もしくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する

ことを目的としないこと。

(7) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付が不相当と認められないこと。

(補助対象期間)

第7条 補助の対象期間は、第9条に規定する交付決定の日から市長が別に定める期日までとする。
ただし、市長が特に認める場合は、この限りではない。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、市長が定める期日までに福岡市レンタサイクルの導入による周遊促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 事業収支計画書

(3) 定款、規約等

(4) 役員名簿

(5) 誓約書

(6) 市税に係る徴収金に滞納がないことの証明書（申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。）

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 補助事業者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは、その決定の内容及びこれに付した条件を福岡市レンタサイクルの導入による周遊促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の場合において必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付決定をすることができる。

3 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、前各項までの規定にかかわらず補助金の不交付を決定し、福岡市レンタサイクルの導入による周遊促進事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

- (1) 補助事業を行う事業者が補助金の交付決定の前に市外に移転、又は閉鎖したとき。
- (2) 補助金の交付申請が、同一の補助事業者において複数回認められたとき。
- (3) 第7条に定める補助事業実施期間までに補助事業を実施する見込みがなくなったとき。
- (4) 偽りその他不正な手段によって補助金の交付決定を受けようとしたとき。
- (5) 公序良俗に反する行為が認められるとき。
- (6) 日本の法令に違反したとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付決定が不相当と市長が認めるとき。

(情報の使用)

第10条 市長は、申請者に係る情報について、当該申請者に対し同意を得ることにより、補助金の審査に必要な範囲内において利用することができる。

(申請の取下げ)

第11条 補助金の交付決定を受けた補助事業者は、補助金の交付決定後に交付申請を取り下げるときは、すみやかに福岡市レンタサイクルの導入による周遊促進事業補助金交付申請取下書（様式第4号）にその旨を記載し、市長に提出しなければならない。

また、交付決定前に申請を取り下げるときも、その旨を記載した書面を市長に提出するものとする。

(補助事業の内容変更、中止又は廃止)

第12条 規則第6条第1項第1号若しくは同項第2号に規定する承認を受けようとするときは、補助事業者は、市長に対しあらかじめ福岡市レンタサイクルの導入による周遊促進事業補助金事業変更申請書（様式第5号）を提出しなければならない。

2 規則第6条第1項第1号の市長が認める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業計画の細部の変更であって、補助目的の達成に支障を来すことなく、かつ、事業能率の低下をもたらさないと市長が認めるもの。
- (2) 当初予算において配分された経費の科目間流用を行う場合であって、当該流用の総額が交付決定額の20パーセント以内であるとき。

3 市長は、第1項に規定する申請があった場合において、当該申請に係る事項を承認し、又は認定すべきものと認めたときは、第5条又は第9条第1項の決定を変更することができる。

4 市長は、前項の規定により第5条の決定を変更したときは、福岡市レンタサイクルの導入による周遊促進事業補助金交付額等変更通知書（様式第6号）により、その変更の内容を補助事業者に通知しなければならない。

5 規則第6条第3項の規定は、第1項の承認をする場合に準用する。

(補助事業の実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助事業の中止又は廃止の承認を受けたとき

は、当該完了又は承認の日から起算して1か月以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに、福岡市レンタサイクルの導入による周遊促進事業補助金事業実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業の実施の経過や成果を証する書類等
- (2) 事業収支決算書
- (3) 補助対象経費に係る支出の確認ができる書類等
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 第8条第2項ただし書きに基づき交付の申請をした補助事業者は、第1項に規定する実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第14条 市長は、補助事業の完了、中止又は廃止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査確認し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、福岡市レンタサイクルの導入による周遊促進事業補助金確定通知書（様式第8号）により補助事業者に通知しなければならない。

（補助金の交付）

第15条 補助金は、原則として第14条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に、精算払の方法で交付するものとする。

ただし、年間の資金計画等により、市長が必要性を認めた場合は、補助金の全部又は一部について概算払ができるものとする。

（暴力団の排除）

第16条 市長は、暴排条例第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 役員のうち暴力団員に該当する者のあるもの
- (2) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は補助事業者に対し当該申請者又は補助事業者の役員の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(補助金の交付決定の取消し)

第 17 条 第 9 条第 3 項第 3 号から第 7 号までの規定は、補助金の交付決定後においても適用があるものとし、市長は、当該規定のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第 18 条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、補助金の当該取消しに係る額の返還を命じることができる。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 19 条 第 8 条第 2 項ただし書きに基づき交付の申請をした補助事業者は、補助事業完了報告後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、福岡市レンタサイクルの導入による周遊促進事業補助金消費税等仕入控除税額等報告書(様式第 9 号)により、すみやかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合に、すでに交付を行った補助金について返還を求めるべき額が生じた場合は、当該消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(書類の保存)

第 20 条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を、当該補助事業終了後 5 年間保管しなければならない。

(届出の義務)

第 21 条 補助事業者は、商号若しくは名称又は本店、主たる営業所若しくは事務所の所在地を変更し、合併し、解散し、代表者を変更し、又は業務の全部を廃止することとなった場合は速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(事業の報告等)

第 22 条 補助事業者は、補助を受けた年度の翌年度から 3 年間、毎事業年度終了後 3 月以内に福岡市レンタサイクルの導入による周遊促進事業補助金事業実施状況報告書(様式第 10 号)により、市長に事業の実施報告を行わなければならない。

2 市長は、前項による報告により当該事業の進捗状況を確認し、第 8 条に基づき申請のあった事業が行われていないと認める場合は、必要に応じ現地調査を行い、補助事業者に対して事業内容の適正な履行を求めることができる。

3 第 1 項の期間経過後においても、市長は補助事業者に対して事業の実施報告及び事業内容の適正な履行を求めることができる。

(財産の管理及び処分)

第 23 条 補助事業者は、補助事業により取得若しくは効用の増加した財産（以下、「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、かつ補助金の交付の目的に従ってその効率的運営を図らなければならない。

- 2 取得財産等のうち福岡市補助金交付規則第 22 条第 2 号の規定により市長が定める処分を制限する財産は、購入又は製作する機械装置、器具、工具で、取得価格及び効用の増加価格が 1 個 50 万円以上のものとし、これらを減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める資産ごとの耐用年数までに処分しようとするときは、福岡市レンタサイクルの導入による周遊促進事業補助金財産処分承認申請書（様式第 11 号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。
- 3 市長は、前項の規定により、補助事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができるものとする。

(委任)

第 24 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱に基づく補助金に関し必要な事項は市長が定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 5 年 11 月 17 日から施行する。

(期間)

- 2 この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日をもって廃止する。ただし、令和 7 年 3 月 31 日以前に交付決定を行った補助事業については、この要綱を適用するものとする。

なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

別表1 補助対象事業及び補助対象経費

補助対象事業	補助対象経費	備考
志賀島、北崎エリアで、自転車の貸出・返却（乗り捨て）が複数の場所で可能となるように整備を行い、観光客の利用促進につながる事業。	備品購入費	・貸出用自転車の購入費 ・自転車を運搬するための車両購入費 ・フロアポンプや自転車専用工具等のメンテナンスに必要な備品の購入費 など
	工事請負費	・自転車の駐輪場所を造成するための工事費 ・すでに保有している自転車の改良にかかる費用 ・レンタサイクル等を運搬するための車両の改造にかかる費用 など
	広告宣伝費	・事業の広告宣伝（チラシ、マップ等の印刷費）、利用促進のためのキャンペーンに係る費用 など
	使用料・賃借料	・事業の実施において必要な備品、機材のリース料 など
	委託料	・事業の一部を委託する費用 など
	その他	・自転車等の安全利用、マナー向上のために必要な経費 ・上記項目のほか、市長が特に必要と認める経費

※留意点

- ・事業計画は、地域の市民生活や自然環境と調和した持続可能な観光振興に資する内容とすること。また、事業実施エリアの観光資源や他の事業者等との連携も踏まえた内容とすること。
- ・補助対象となる事業は、複数年度の実施を継続することを前提とすること。
- ・購入する貸出用自転車等は、規格が法令や安全基準を満たしており、かつ、事業実施エリアの道路の整備状況を踏まえて、他の歩行者や自動車の交通の妨げにならないようなものにすること。
- ・備品購入費のうち貸出用自転車の購入費については1台当たりの補助上限額を5万円、E-bikeについては補助上限額を10万円とする。
- ・備品購入費のうち運搬用車両の購入費については1台当たりの補助上限額を30万円とする。
- ・広告宣伝費及び委託料は、それぞれ補助対象経費の総額の2割を上限とする。ただし、原則として広報費用のみの申請は認めない。
- ・対象経費としての申請の有無にかかわらず、事業の実施においては、自転車等の安全利用、マナー向上のための措置を必ず講じること。
- ・機器更新、原状回復費用、ランニング経費、消耗品などは対象外とする。
- ・経費の配分が20%を超える変更となる場合は補助事業計画の変更を行うこと。
- ・公的資金の用途として社会通念上不適切と判断する経費は補助対象外とする。
- ・補助対象経費の欄に掲げた経費であっても、内容、金額等の妥当性の確認を行った結果、その経費の一部又は全額を補助対象としない場合がある。
- ・国や県等の他の補助事業の対象となる経費については、当該国や県等の補助金が充当された後の残額を補助対象経費とする。
- ・補助対象経費の区分のうち、その他については、補助事業者は福岡市へ補助の必要性がわかる書

類を提出し、福岡市は書類の内容の確認、聞き取り等の調査を行ったうえで補助の判断を行う。